



発行 東京都

目次

告示

- 令和五年東京都告示第三百七十七号 (令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(総務局総務部総務課)……………一
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 令和五年東京都告示第八百七号 (令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(福祉局総務部職員課)……………二
- 葛飾区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)……………二
- 令和五年東京都告示第八百七号 (令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(保健医療局総務部職員課)……………三
- 令和五年東京都告示第三百八十八号 (令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(建設局総務部職員課)……………三
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………(建設局河川部指導調整課)……………三
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同)……………四

規程(文)

- 東京都電車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

正誤

○令和五年六月三十日付東京都告示第八百一十一号……………七

告示

●東京都告示第千四十一号  
 令和五年東京都告示第三百七十七号 (令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。  
 令和五年九月二十九日  
 東京都知事 小池 百合子

「8,360円」を「8,680円」に、「8,310円」を「8,630円」に改める。

附則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

●東京都告示第千四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 令和五年九月二十九日

- 一 施行者の名称 三鷹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第二・二・二種 十四号北野公園
- 三 事業施行期間 令和五年九月二十九日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 三鷹市北野三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千四十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線(国立市谷保(富士見台四丁目間)建設事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。))の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線(国立市谷保(富士見台四丁目間)建設事業道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、国立市泉一丁目(府中市境)を起点とし、国立市富士見台四丁目(立川市境)を終点とする延長約二・三キロメートルの都市計画道路である「国立都市計画道路三・三・十五号中新田立川線」のうち、国立市谷保を起点とし、国立市富士見台四丁目を終点とする延長約〇・五キロメートルの区間において、往復四車線の道路を整備するものである。

四 周知地域の範囲

国立市 矢川三丁目、石田、青柳、谷保字上峯下及び富士見台四丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和五年九月二十九日から同年十月十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭

和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和五年十月十八日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme>

[nt/reading\\_guide/index.html](nt/reading_guide/index.html)

●東京都告示第千四十四号

令和五年東京都告示第八七七号(令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

「8,500円」を「8,630円」に改める。

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

●東京都告示第千四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、葛飾区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

葛飾区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、葛飾区(以下「甲」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

(収入の帰属)

第四条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

(収入及び支出の経理)

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の

条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の廃止に伴う決算処理等)

第八条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、令和五年十月一日から施行する。

●東京都告示第千四十六号

令和五年東京都告示第八百七号(令和五年度非常勤職員的第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

「8310H」を「8630H」に改める。

附則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

●東京都告示第千四十七号

令和五年東京都告示第三百八十八号(令和五年度非常勤職員的第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

「8310H」を「8630H」に改める。

附則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

●東京都告示第千四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第三百九十二号、平成二十七年東京都告示第千五百十三号、平成二十八年東京都告示第九百四十一号及び平成三十一年東京都告示第三百六十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	図師町 忠生二丁目	209002-K113-1	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	下小山田町	209004-K017		
	小川一丁目	209013-K093		
		209013-K094		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	図師町 忠生二丁目	209002-K113-1	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	下小山田町	209004-K017			
	小川一丁目	209013-K093			
		209013-K094			

●東京都告示第千四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	図師町 忠生二丁目	209002-K113-1	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

規程(交)

●交通局規程第四十八号

東京都電車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号及び第二十五条第一項第五号中「、性別又は電話番号」を「又は性別」に、「購入」を「購入し、」に改める。

附則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

●交通局規程第四十九号

東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程(令和五年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号及び第二十五条第一項第六号中「、性別又は電話番号」を「又は性別」に、「購入」を

「購入し、」に改める。

附則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

●交通局規程第五十号

東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号中「、性別及び電話番号」を「又は性別」に、「購入」を「購入し、」に改める。

附則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

●交通局規程第五十一号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項から第十項までを削る。

附則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

●交通局規程第五十二号

東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号中「、性別及び電話番号」を「又は性別」に、「購入」を「購入し、」に改める。

附則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
令和五年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ジェン

二 代表者の氏名

川北 秀人

三 主たる事務所の所在地

港区赤坂七丁目五番二十七号 赤坂パインクレスト三

〇五号室

一 名称

特定非営利活動法人ノーモア・ヒバクシヤ記憶遺産を

継承する会

二 代表者の氏名

木戸 季市

三 主たる事務所の所在地

千代田区六番町十五番地 プラザエフ六階

一 名称

特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン

二 代表者の氏名

大河内 秀人

三 主たる事務所の所在地

新宿区下落合三丁目十二番二十三号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一〇号)に到着するように提出してください。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

東京ミッドタウン八重洲、YANMAR TOKYO

二 店舗所在地

中央区八重洲二丁目二番一号ほか

三 設置者名

八重洲二丁目北地区市街地再開発組合ほか一名

四 設置者住所

中央区八重洲二丁目七番二号ほか

五 変更前の店舗名

八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業

六 変更後の店舗名

東京ミッドタウン八重洲、YANMAR TOKYO

七 変更前の店舗所在地

中央区八重洲二丁目一番ほか

八 変更後の店舗所在地

中央区八重洲二丁目二番一号ほか

九 変更前の小売業者の氏名又は名称

未定

十 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ファミリーマートほか三十一名

十一 変更日

令和五年三月十日ほか

十二 届出日

令和五年九月十二日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一〇号)

十四 縦覧期間

令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

<p>一 店舗名 (仮称)多摩川住宅商業施設整備事業</p>	<p>「△1,127,141」を「△3,915,384」を「△3,816,202」を「△2,724,686」を「△2,625,504」を訂正する。</p>
<p>二 店舗所在地 調布市染地三丁目一番地八百十五号</p>	
<p>三 設置者名 生活協同組合コープみらい 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号</p>	
<p>四 設置者住所 同上</p>	
<p>五 変更前の荷さばき 施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	
<p>六 変更後の荷さばき 施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十一時まで</p>	
<p>七 変更日 令和六年三月二十九日</p>	
<p>八 届出日 令和五年九月十二日</p>	
<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	
<p>十 縦覧期間 令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>正 誤</p>	
<p>○令和五年六月三十日付東京都告示第八百一十一号 増刊57別冊(7)ページ中「7,673,616」を「7,772,798」を「58,431,314」を「58,530,496」を「△1,226,324」を</p>	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001

